

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

那珂市「魅力ある快適な環境づくり」計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

茨城県那珂市

3 地域再生計画の区域

那珂市の全域

4 地域再生計画の目標

那珂市は、東京の北東100km余り、茨城県の中央よりやや北寄りに位置し、南側は水戸市に、東側は日立市・東海村に、北側は常陸太田市に隣接している。市の北側は久慈川が西から東へ、西側には、那珂川が北西から南東にそれぞれ流れ、久慈川と那珂川の沿岸に拓けた水田地帯と2つの河川に挟まれたほぼ平坦な那珂台地からなっており、豊かな自然にも恵まれている。

市のほぼ中心部に常磐自動車道那珂インターがあり、JR水郡線も市内を走っているため、都心へのアクセスも良好である。昭和40年代以降、県都水戸市や工業都市の日立市・ひたちなか市などのベッドタウンとして発展し、現在も幹線道路の沿線へ商業施設が多く進出しており、住民の利便性が向上している。その一方で、住民が快適な生活を営むための污水处理施設については、依然として未整備の部分が多く残っており、生活雑排水等によって河川及び沼や農業用排水路等の自然環境が悪化している。

この問題を解消するため、市の中心部に公共下水道の整備、農村地域に農業集落排水事業、さらに、市内全域に個人設置型の合併浄化槽の整備を進めているが、平成18年度末の污水处理人口普及率は、約66%と、県平均より低い値であり、さらなる施設整備が必要である。

このため、污水处理施設のより一層の整備促進を行い、河川環境など貴重な財産である自然豊かな地域環境の保全を図る。あわせて、住民参加による清掃活動や景観維持活動を推進するとともに、住居環境の充実を図り、魅力ある快適な環境づくりを行う。

(目標1) 污水处理施設の整備の促進

(污水处理人口普及率を65.9%から78.2%に向上)

(目標2) 清掃活動や景観維持活動の参加者
(参加者数を200人(20%)増加)

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

豊かな自然環境を保全し、魅力ある快適なまちづくりを進めるため、公共下水道(平成18年3月認可済み)については、認可区域の早期整備の促進を図り、農業集落排水施設(平成22年3月事業採択予定)の整備を進め、公共下水道と農業集落排水施設の事業区域を除く市内全域について、個人設置型の浄化槽の設置促進に努め、汚水処理施設の効果的な整備を図る。あわせて、自然環境の保全や住居環境の充実を図るための事業を行う。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

[事業主体]

いずれも那珂市

[施設の種類]

- ・公共下水道、農業集落排水、浄化槽(個人設置型)

[事業区域]

- ・公共下水道 那珂市の認可区域
- ・農業集落排水 那珂市鴻巣地区
- ・浄化槽(個人設置型) 那珂市の全域(ただし、公共下水道・農業集落排水施設の事業区域を除く)

[事業期間]

- ・公共下水道 平成20年度～23年度
- ・農業集落排水 平成22・23年度
- ・浄化槽(個人設置型) 平成20年度～23年度

[整備量]

- ・公共下水道 $\phi 200 \cdot 250 \text{ mm}$ 16,000m
- ・農業集落排水 $\phi 150 \sim 250 \text{ mm}$ 4,900m
- ・浄化槽(個人設置型) 640基

なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。

公共下水道で3,800人、農業集落排水で300人、浄化槽で1,800人

[事業費]

公共下水道	1, 350, 000千円 (うち、国費 675, 000千円)
農業集落排水	440, 000千円 (うち、国費 220, 000千円)
浄化槽	208, 200千円 (うち、国費 69, 400千円)
合計	1, 998, 200千円 (うち、国費 964, 400千円)

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置による取り組み

該当無し

5-3-2 地域再生基本方針に基づく支援措置によらない取り組み

(1) 生活環境の保全

ゆとりとやすらぎを与えてくれる豊かな自然や田園風景を次世代へと引き継いでいくため、身近なみどりや自然を守り、里山の風景や水辺景観などの維持保全と自然資源の活用を図るため、住民参加による河川クリーン作戦や、湖沼周辺の清掃を実施する。

(2) 住居環境の充実

魅力ある快適な市街地を形成し、都市機能の充実を図るため、公園・緑地の整備や都市緑化を推進する。また、地区の事情に応じた事業手法などを取り入れ、地域住民との協働によるまちづくりを推進する。

6 計画期間

平成20年度～23年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し